

平成29年度第1回
定期監査結果報告書

多治見市監査委員

監査結果

平成 29 年 7 月 3 日付け多監第 18 号―1 により多治見市長に通知した監査について、次の通り決定する。

平成 29 年 9 月 8 日

多治見市監査委員 尾関 恵一

同 石田 浩司

第 1 監査の対象部署

- 1 企画部 : 秘書広報課、人事課、企画防災課、公共施設管理室及び情報課
- 2 総務部 : 総務課、財政課及び税務課
- 3 水道部 : 水道課、下水道課、浄化センター及び月見センター
- 4 消防本部 : 消防総務課、予防警防課、通信指令課、南消防署、北消防署及び笠原消防署

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査

第 3 監査の対象事務

平成 28 年 8 月 1 日から平成 29 年 7 月 31 日までににおける財務に関する事務及びその他の事務の執行

第 4 監査の期日

平成 29 年 8 月 22 日及び 8 月 23 日

第 5 監査の方法

監査の対象部署からあらかじめ提出された資料及び関係書類に基づき、所管の長及び関係職員から説明を聴取し、財務に関する事務事業が効果的、合理的かつ経済的に実施されているかを主眼とし、証拠書類の照合調査等通常実施すべき監査手続きを実施したほか、必要と認められるその他の監査手続きを実施した。

この監査のため、対象部署及び財政課に対し提出を求めた主な資料は次のとおりである。

- 1 事業及び事務の執行状況説明書
- 2 予算重点施策説明書
- 3 負担金補助及び交付金明細書
- 4 委託料明細書
- 5 工事請負費明細書
- 6 支出命令書及び契約書等の関係書類（抽出分）

第6 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務事業は、適正に執行され、効率的かつ公正な運営が確保されていると認めた。

なお、軽易な事項についてはその都度口頭で指摘したが、意見書に記すべき要望事項は特になかった。